

4 環境部の主な取組

1 環境に関する事業について

(1) 空き家等対策の推進

平成27年度実施した実態調査の結果をもとに、空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」を対象とした「空き家等対策計画」を平成29年2月に策定するとともに、「練馬区空家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定し、平成29年10月に全面施行しました。問題の改善に向け、計画や条例に基づき適切な対応・支援・措置等を実施しています。

(2) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、平成22年4月1日に「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。条例のさらなる周知や注意喚起のため「マナーアップ指導員」が駅周辺を巡回指導しているほか、道路に啓発用路面表示シートを貼付しています。

(3) 節電対策について

東日本大震災以降、区立施設では照明の削減や室温の適正管理などによる節電を行っています。電気使用量を平成31年度までに、平成21年度比7%以上の削減を目標として設定しました。平成29年度で目標を上回る9.6%の節電を達成しており、引き続き節電対策に努めます。

(4) 環境に配慮した電力調達

電力調達先の多様化および環境にやさしい電力供給を受けるため、区は平成24年度に初めて制限つき一般競争入札を行い、新電力（PPS）から電力を調達しています。入札に際し、各電力会社から発電時に発生する二酸化炭素の排出量などを審査し、練馬区の基準を満たす会社のみ応札可能な仕組みを導入し、温室効果ガス削減に取り組んでいます。平成29年度は156施設に導入しました。

(5) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等への支援

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した区民および小規模事業者、管理組合に対して設置費用の一部を補助しています。平成29年度は、9種類の設備に対して補助を行いました。

2 みどりと水に関する事業について

(1) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するため、所有者からの申請により、一定の基準を満たす樹木・樹林を「保護樹木・保護樹林」として指定しています。また、土地所有者の協力を得て、樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして「憩いの森・街かどの森」を区民に開放しています。

(2) 練馬みどりの葉っぱい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金条例）

区内の貴重なみどりを確実に次の世代に引き継いでいくために設立しました。緑化啓発事業、民有の樹木・樹林の保全、取得のために活用します。基金のキャラクター「ぴいちゃん」は、各種行事等で基金のPRに努めています。

(3) みどりの区民会議

区政改革の推進に向けた取組の一環として、みどりを守り、育てるための方策等を区民参加で検討する組織として、「みどりの区民会議」を平成28年10月に設置しました。区民と課題を共有し、区と区民が取り組むべきことを共有し、具体的な行動に移し広げていきます。

平成29年度は4回の会議を開催しました。

(4) 民有地の緑化事業

普段の生活の中でみどりの豊かさを実感できるように、「見えるみどり」を増やすことを目的に、民有地を対象に、みどりの街並みづくり助成金による、生け垣化、屋上緑化、壁面緑化および沿道緑化の支援をしています。また、みどりのカーテンを普及させるための事業も実施しています。

(5) 練馬区独立70周年記念事業

練馬区独立70周年を記念した事業として、区民や事業所の庭等の写真コンテストや自宅の庭や花壇を一般の方に公開するオープンガーデンを実施しました。



3 清掃とリサイクルに関する事業について

清掃とリサイクル分野では、ものを大事にする、資源を循環させるという習慣を定着させ、区民・事業者・区が取組が生活の快適さやうるおいのある環境づくりにつながっていく、住んでよかったと思える循環型のまちづくりをめざしています。

(1) ごみの発生を抑制する

ごみの減量や発生を抑制するための情報発信や啓発活動を実施しています。生ごみの減量化や不用品の再使用など様々な事業に取り組んでいます。

- ① 情報紙「ねりまの環」、普及啓発用パンフレット「練馬区資源・ごみの分け方と出し方」の発行
- ② 清掃事務所による啓発活動・ふれあい環境学習の実施
- ③ 食品ロスの削減とフードドライブ事業の実施
- ④ 家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入費助成による生ごみの減量化
- ⑤ リサイクル・マーケットの開催支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の設置
- ⑥ リサイクルセンターでの再使用可能な木製家具や不用となった日用雑貨品等の展示・販売

(2) リサイクルを進める

資源のリサイクルを促進するため、集団回収、集積所回収、街区路線回収および拠点回収など多様なルートで資源を回収しています。区の事業活動に伴って発生する資源も回収しています。

- ① 資源回収を行う団体への資源回収業者紹介や報奨金・集荷場所案内板等の用品を支給する集団回収支援
- ② 集積所での資源回収（古紙・容器包装プラスチック）
- ③ 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）
- ④ 拠点回収（乾電池、古着・古布、廃食用油、小型家電など）
- ⑤ 区立施設から排出される資源の回収（古紙、びん・缶、ペットボトル、乾電池、蛍光管、廃食用油など）

(3) ごみの適正処理を進める

ごみの収集は、可燃ごみ（週2回）、不燃ごみ（月2回）、粗大ごみ（申込制）の3区分で行っています。集積所を適正管理するための排出指導や防鳥用ネットの貸し出しを行っています。排出困難世帯の戸別訪問収集も実施しています。なお、粗大ごみや小規模事業者が排出するごみは、有料で収集しています。

- ① 資源・ごみの排出指導、青空集会の実施、集積所の廃止・分散などの相談
- ② 集積所を清潔に管理するための防鳥用ネット・立体型防鳥用ネット貸し出し
- ③ 排出困難世帯（高齢者のみ・障害者のみで集積所にごみを出せない世帯）の玄関先などでの戸別訪問収集
- ④ 有料粗大ごみ処理券、有料ごみ処理券の販売